

今後の野生イノシシ豚熱対策の対応方向

令和5年3月
消費・安全局 動物衛生課

1 豚熱発生からの対策状況について

- (1) 平成30年9月、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、野生イノシシへの感染も確認されたため、野生イノシシを介した豚熱ウイルスの拡散防止対策を開始した。具体的な対策としては、①サーベイランスによる野生イノシシにおける豚熱浸潤状況の把握、②捕獲強化による野生イノシシの減数対策、さらに、平成31年3月からは、EU等における取組を参考に、我が国初めての取組として岐阜県及び愛知県の2県で③野生イノシシ豚熱経口ワクチン（経口ワクチン）の散布を開始した。
- (2) 野生イノシシにおける豚熱の新規感染確認県は、平成30年度に2県、令和元年度に10県、令和2年度に12県、令和3年度に3県、令和4年度には7県と全国に拡大しており、現在までに計34都府県で、豚熱感染の野生イノシシが確認されている。特に令和4年3月には、これまで野生イノシシにおける豚熱の感染確認の日本最西端(本州)は兵庫県であったが、そこから西に約280kmの距離に位置する山口県岩国市及び広島県大竹市の野生イノシシで感染が確認された。さらに、令和4年7月には徳島県、9月には高知県、令和5年1月には香川県と四国の野生イノシシにおいても豚熱感染が確認され、地理的にも九州への拡大リスクも増大している状況である。経口ワクチンについては、散布開始から令和3年度末までに28都府県で散布し、令和5年3月15日時点で36都府県において散布している。

陽性イノシシ確認県（34県）

岐阜県、愛知県、三重県、福井県、長野県、富山県、石川県、滋賀県、埼玉県、群馬県、静岡県、山梨県、新潟県、京都府、神奈川県、茨城県、東京都、福島県、奈良県、大阪府、和歌山県、栃木県、山形県、兵庫県、宮城県、山口県、広島県、岩手県、秋田県、島根県、徳島県、高知県、香川県、鳥取県

経口ワクチン散布県（36県）

岐阜県、愛知県、三重県、福井県、長野県、富山県、石川県、滋賀県、静岡県、群馬県、埼玉県、茨城県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、京都府、奈良県、大阪府、和歌山県、兵庫県、鳥取県、岡山県、宮城県、福島県、山形県、山口県、徳島県、香川県、秋田県、島根県、高知県、岩手県、広島県、愛媛県

2 野生イノシシにおける豚熱対策の効果及び課題について

(1) サーベイランス

平成30年9月から野生イノシシにおける豚熱のサーベイランスを開始し、令和5年2月末現在までに全国で死亡イノシシを約3,700頭検査し約1,500頭の陽性、捕獲イノシシを約75,100頭検査し約4,300頭の陽性を確認している。

一部の県においてサーベイランス検査数が十分ではなく、野生イノシシにおける豚熱の正確な浸潤状況が把握できていなかったことを踏まえ、令和4年9月以降、年間のサーベイランス目標数である299頭に対して、検査数が不十分な県を中心に今後のサーベイランス強化に向けた猟友会関係者を交えた意見交換等を実施した。また、新しい検査キットの導入による検査負担の軽減等を推進した。これらの取組により、令和5年3月時点では令和3年9月時点と比較し、年間299頭以上に達している県が17県から31県に増加した。全国の直近の半年間の検査数については15,035頭になり、昨年度に比べ約1.3倍増加している。

感染確認後、時間が経過し対策が進んだ都府県では感染状況の改善傾向がみられるが、一部の地域において感染の増加が確認されている。感染率が低下した地域であっても、引き続き感染状況について注視し、分析を進めていく必要がある。

(2) 捕獲の強化

豚熱陽性の野生イノシシが確認されている県及びその隣接県等の39都府県において、養豚場の周辺や、イノシシの移動抑制に重要な地域を捕獲重点エリアに設定し、捕獲強化を図っている。令和3年度の集計では、約52.9万頭の野生イノシシを捕獲・狩猟(令和4年8月17日時点)している。

(3) 経口ワクチン

経口ワクチンの散布を当初から実施している中部地方においては、豚熱感染確認イノシシ頭数についてピーク時から大幅な減少が確認された。野外ウイルスとワクチンによる免疫の区別はできないが、このような感染が低下している状況においても、変動はあるものの免疫獲得イノシシの存在が継続的に確認されている。その他地域においても、ワクチン散布地域の野生イノシシにおいて、免疫獲得動物の割合の増加が確認されていることから、経口ワクチンは野外において一定の効果を有することが考えられた。

養豚場への感染リスクの低減を優先する散布方法や山口県での緊急的なワクチン散布を受けて、これらの考え方を具体的に示した、本検討会での検討を経て指針に反映する。

(4) 感染防止のための周知等の推進

登山者等の山林に立ち入る者に対して、農場関係者以外の者がみだりに農場に立ち入らないこと、野生イノシシの餌となる残飯ごみを放置しないこと、下山時や帰宅時には靴の履き替えや洗浄・消毒を実施すること等について、第61回農林水産祭りのフェスティバルへの出展、高速道路サービスエリア・パーキングエリアやホテルでのデジタルサイネージ広告の実施、多言語小冊子・ポスターの掲示・配布により周知を進めた。

加えて、対策がより効果的なものとなるよう、新たに「ナッジ手法」を導入した対策について、科学的な検証を行った。

捕獲・狩猟従事者に対して、交差汚染防止対策の周知のため、映像資材や漫画資材の、都道府県等への配布を行った。

これらの取組以外にも、都府県等と連携し、様々な機会において対策に関する発信を行い、対策の強化を推進した。

3 今後の野生イノシシにおける豚熱対策の方針について

(1) サーベイランス

飼養豚へのワクチン接種や野生イノシシへの経口ワクチン散布等、戦略的・緊急的な対策を実施するためにも、検査が不十分な県について、検査を増加させる。また、全国的な検査体制の強化を踏まえ、引き続き、検査における質的な面の強化を進める必要がある（年間を通じた検査頭数の安定的確保、検査対象地域の偏りの是正等）。

また、豚熱の陽性割合が増加している地域及びその周辺地域の感染状況については注視し、分析を進めていく必要がある。

リアルタイム PCR による検査の導入を促進し、死体における検査の促進のための研究を進め早期に実用化すること等により、アフリカ豚熱の監視体制の強化を推進する。引き続き、都府県を含む関係者との意見交換等を通じて、検査現場での問題・要望を把握し、必要な検査手法の改良を動物衛生研究部門等の協力を得て推進し、速やかに現場に反映させる。

(2) 捕獲の強化

環境省や都道府県、猟友会等、関係機関と連携し、引き続き捕獲の強化を図る。

(3) 経口ワクチン

経口ワクチンについては、養豚場等への感染リスクの低減を目的とした散布方法について具体化した経口ワクチン野外散布指針（令和5年3月に改正）に基づく散布を進める。

(4) 感染防止のための周知等の推進

引き続き、省庁間連携の強化を進めるとともに、都道府県と連携して、野生イノシシの捕獲・狩猟従事者へ映像資材や漫画資材の活用により、交差汚染防止対策の周知を行う。

また、登山者等の山林に立ち入る一般の住民を対象とした対策として、交差汚染防止対策の周知・理解醸成にとどまらず、行動変容も視野に入れ、情報発信の強化等の取組を進める。